

市長所信表明（平成27年3月）

おはようございます。

本日、平成27年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

初めに、「市制10周年」について申し上げます。

昨年の4月から、市民の皆様にご多数御参加いただきました、市民手作りイベント事業でスタートした「市制10周年記念事業」は、節目となる10月には、記念式典、メイン事業の錦秋吉野川歌舞伎公演や作品募集事業などを開催し、10周年を大いに盛り上げていただきました。

また、先月のリバーサイドハーフマラソン大会など、年間を通じた既存イベントの冠事業にも、多くの市民の皆様の御参加をいただきました。

事業実施を通して感じられました、市民の皆様の大きなエネルギーは、節目の10周年から、さらに飛躍する吉野川市を表しているのではないかと感じております。

これからのまちづくりにも、私が先頭に立ち、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様、議員各位におかれましても、御理解、御協力賜りますようお願いいたします。

次に、「地方創生によるプレミアム付き商品券発行事業及び総合戦略」についてであります。

昨年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生法」は、中長期展望として、東京一極集中の是正と出生率を1.8以上に上昇させ、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保すること。

また、人口安定化と生産性向上により、2050年代に実質GDP成長率1.5～2%を維持することを柱とした長期ビジョンとして掲げています。

この、まち・ひと・しごと創生に向けた「総合戦略」の先行として、交付金事業を「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行

型」に分けて実施することとなりました。

まず、「地域消費喚起・生活支援型」は、現下の物価動向や消費に関する地域の動向に配慮しつつ、地域の消費を喚起し地域経済の好循環を図るため、徳島県、県下市町村及び商工団体の連携のもと、全県規模で「阿波とくしま・商品券事業」を実施することとなりました。

『阿波とくしま商品券』は、プレミアム率を20%に設定し、1セットの額面が12,000円の商品券を10,000円で販売することとしており、市内においては吉野川商工会議所及び吉野川市商工会において4月20日（月）から2万800セットを発売する予定としております。

また、市単独事業の域内経済対策として、さらなる個人消費を喚起するための「域内プレミアム付き商品券」を夏頃を目処（めど）に発行し、市民の皆様が、年末にかけて利用でき、経済的負担が軽減できるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、「地方創生先行型」は、地方への新しい人の流れをつくるための、住宅の新築や購入等に助成する「吉野川市に住んでみんで事業」や阿波和紙による「伝統産業とアートを活用した国内外観光客誘致支援事業」。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための、「パパ・ママ育児応援事業」。

地方における安定した雇用を創出するため、製造者等が自ら展示会に出向き、ブランド認証品の販路拡大に取り組む「吉野川市ブランド認証事業所支援事業」を実施することとしております。

今後、平成31年度までの5カ年にわたる吉野川市の「総合戦略」は、国、県の動向を踏まえつつ、「地方創生先行型」事業を引き続き盛り込み、平成27年度中に策定いたします。

これらのプラスファクターによる好循環を確立して、本市の特色を生かしながら、人口減少と地域経済縮小の克服を目指し、取り組んでまいります。

それでは、当面の市政運営について申し上げます。

1点目は、「次代を担う子どもたちの育成」についてであります。

まず、「統合小学校、こども園整備」についてであります。

川田・美郷地区の4小学校の統合小学校と、4幼稚園・2保育所を統合した認定こども園は、川田中小学校の敷地を活用して整備し、平成30年4月の開校・開園を目指しております。

平成27年度の当初予算には、基本設計と実施設計を一括発注するための委託料を計上しております。

先駆的モデル事業として取り組むこととなる新しい小学校・こども園では、0歳から12歳まで一貫した教育、多様な教育・保育が行えることになり、また、こども園に設置する子育て支援センターが、地域における子育て支援の拠点として活用されれば、本市の教育振興に大いに寄与するものと考えております。

次に、「医療機能の充実強化への支援」についてであります。

平成21年4月に麻植協同病院における分娩の取り扱いが中止されて以降、多くの市民の皆様が、市外の病院で出産するという状況が続いておりました。

このため、市といたしましては、病院の設置者であるJA徳島厚生連に対し、新病院開設時での分娩再開を強く要望してまいりましたところ、本年5月開院予定の新病院（吉野川医療センター）において、分娩が再開される運びとなりました。

分娩再開に当たっては、医師の確保とともに、専門の設備・機器等の整備が新たに必要となります。

新病院においては、陣痛・分娩・回復を同じ部屋で過ごせるLDR室や病室の個室化など、設備や機器等の充実が図られて再開されると伺っており、市内病院での分娩率向上に大きく貢献するものとして期待しているところでございます。

市といたしましては、新たに負担となる初期投資費用の一部を助成することにより、再開後の分娩が、継続的かつ安定的に実施されることにつながるものと考え、本定例会に係る予算を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「病児、病後児保育事業」についてであります。

核家族化の進行、また雇用環境の厳しさが増す中で、働きながら安心して子育てできる環境整備が求められており、特に病児・病後児保育のニーズは高いと認識しております。

既に御利用いただいております市の西部地区に加えて、ニーズの高い、市の東部地区での整備に強い御要望がありました。

そこで本市では、保護者が安心して子育てできる環境を整備し、利便性を向上させるため、鴨島町の「石原小児科」に御協力をいただき、平成27年4月から市内2カ所目となる病児・病後児保育施設「ひだまり」を開設することといたしました。

これにより、市内東西のエリアにおいて、病児・病後児保育の対応が可能となり、共働き家庭等が、安心して子育てできる保育環境の充実が図られるものと考えております。

次に、「子育て環境の充実」についてであります。

今後、本市は、今年度策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てしやすいまちづくりを推進してまいります。

主なものとして、保育所の待機児童解消や保育サービスの拡充については、私立認可保育所による分園の設置や公立保育所の民営化により、民間から供給されるサービスを生かしながら進めてまいります。

また、児童福祉に関しましては、児童の健全育成と保護者の仕事や子育て支援を図るため、放課後児童クラブの開所時間を延長し、支援してまいります。

さらには、在宅で子育てしている家庭を支援するため、育児相談や在宅の親子交流の場である、地域子育て支援拠点事業を鴨島地区にも開設するなど、今後とも、子育て環境の充実に向け、取り組んでまいります。

次に、「学校ICT環境整備事業」についてであります。

急速な情報通信技術（ICT）の進展やグローバル化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきており、今後は、子ども

たちの将来を見据え、教育の情報化を通じた新たな学びを推進することが必要となっておりま

こうした実情を踏まえ、来年度、教科書の全面改訂に併せ、すべての小学校と、研究指定校の鴨島東中学校にデジタル教科書を導入し、小学校においては、教室に設置しているノートパソコンを更新、活用することで、これまで以上に分かりやすい授業を展開し、学習意欲のさらなる向上に努めてまいります。

また、研究指定校の川島小学校にはタブレットパソコンを導入し、ICTを効果的に活用した、子どもたちの主体的な学びの実現に取り組むとともに、その成果と課題の検証を行い、次年度以降、他の学校にも順次導入する予定としております。

今後においても、ICTの積極的活用による指導方法・指導体制の工夫改善を図り、将来、子どもたちの学力向上への確かな成果となるよう、ICT環境の整備に努めてまいります。

2点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、「地域防災計画及び業務継続計画策定」についてであります。

本年度、計画見直し作業を行っている「吉野川市地域防災計画」は、南海トラフ巨大地震等、大規模災害発生時の対応を総合的かつ実効性ある計画として作成し、先月17日に開催した防災会議において承認されたところであります。

現在、策定に向けた最終的な作業を進めており、今後、市のホームページに掲載し、市民の皆様にお知らせしてまいります。

また、関係者の皆様には計画書が完成次第、配布する予定であります。

また、大規模災害時等に、人、もの、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約が発生した場合においても、本市の業務を円滑に進めるための「吉野川市業務継続計画」を平成27年度中に策定することとしております。

次に、「災害情報等伝達事業」についてであります。

現在運用中の防災行政無線の屋外拡声器は、聞こえ難（にく）い

地域があることから、今後、年次的に施設の改善による整備を行い、平成27年度は、3つの地域に整備する予定としております。

また、災害時の新たな情報伝達手段として、市内のケーブルテレビ事業者に御協力いただき、大雨や台風等災害発生時に災害情報を放送していただくこととしております。

これにより、ケーブルテレビを通じた災害時における必要な情報の確認が可能となり、災害に対する備えや避難等に役立てていただけるものと思っております。

次に、「地震等耐震対策の支援制度充実」についてであります。

平成16年度から実施している木造住宅の耐震診断は、平成26年度までに1,377戸の実績があり、そのうち98%が「倒壊の可能性あり」の診断結果となっております。

この診断の結果を受けて耐震改修工事を実施した住宅は、154戸にとどまっており、診断が工事につながっていない実態があります。

このため、平成27年度は、従来の改修による耐震化補助である本格改修一戸あたり、最高で120万円、簡易改修一戸あたり、最高で60万円に加えて、建て替えや住み替えに伴う、「耐震性の不足した住宅の除却工事」を新たに補助対象として、国・県と合わせて一戸あたり、最高で30万円を補助する事業がスタートします。本市では、この住み替え等に伴う事業に市単独で、30万円を上乗せ助成し、最高で60万円を補助いたします。

この支援制度の充実は、耐震診断後の選択肢を拡大することにつながり、住宅耐震化への意識の活性を促すとともに、不良空き家の発生を抑制する効果も期待できるものと考えております。

次に、「消防団の装備充実」についてであります。

消防団は、火災はもちろん台風や集中豪雨による土砂災害、また、行方不明者の捜索等市民の安全・安心を守るため、日夜活動していただいております。

平成26年度は、多くの台風が襲来し床上浸水等、被害が出たところであり、消防団の活動に伴う装備として、平成27年度は、全団員に雨具を配備し、今後の活動に備えてまいります。

また、その他の装備も年次計画を立て、整備に努めたいと考えております。

次に、「教育施設の安全対策」についてであります。

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は、極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっております。

平成24年度で、建物の構造体の耐震化は完了しましたが、近年発生した地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害が発生している現状から、鴨島第一中学校をはじめ、該当する体育施設の天井及び照明設備の耐震化を図ってまいります。

また、山川中学校武道館については、屋根の老朽化に伴う、雨漏りの解消及び天井の耐震性能向上、内壁等の改修など、安全性を確保するための大規模改修を行い、長寿命化を図ることとしております。

3点目は、「川島公民館・図書館駐車場整備事業」についてであります。

川島公民館の駐車場は、隣接する川島図書館の駐車場も兼ねており、公民館事業の開催時には、駐車場が不足していたため、拡張整備について、利用者の方々から御要望がございました。

昨年4月の川島こども園開設に伴い、隣接する川島幼稚園が閉園となったことから、園舎を解体し、駐車場として整備することといたしました。

これにより、両施設を利用される方々の利便性が図られ、加えて、利用者の増加も見込めるものと思っております。

今後は、地域の避難所拠点機能の性格も併せ持つ施設として、活用を検討してまいります。

4点目は、「地域の活性化」についてであります。

まず、「定住促進対策」についてであります。

平成24年4月から実施し、延長実施しております「新婚世帯家賃補助事業」は、利用者の半数は、市外からの転入者となっており、申請件数も増加傾向にあることから、引き続き取り組み、定住促進による地域活性化に努めてまいります。

また、子育て世帯には、育児用品購入費や子どもはぐくみ医療費の助成などの負担軽減により、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行い、新たな保育ニーズへの適切な対応など、認定こども園移行に向けた調整なども引き続き進め、子育て世代に選ばれるまちを目指し、取り組みを進めてまいります。

次に、「ふるさと納税の推進」についてであります。

「ふるさと納税」制度は、平成27年度から税金が軽減される寄附の上限額を現在の2倍に引き上げ、手続きについても確定申告が必要な現在の制度に対し、当面の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合は、ワンストップで控除を受けられる特例制度が創設されることとなりました。

本市では、平成25年度にふるさと納税者へ贈る記念品を充実したところ、前年度の約10倍に当たる1,030万円余りの納税実績を上げることができました。

平成26年度は、1月31日現在で、前年度の約2.6倍となる2,700万円余りの納付をいただきました。

このたびの制度改正は、最大のハードルだった確定申告をせずにふるさと納税ができることや、特例控除額の上限が2倍に拡充されたことで、より身近なものになり、本市においてもさらなる利用者の増加が見込まれるため、引き続き、多くの方にふるさと納税をしていただけるよう、記念品の充実などについて検討を加えてまいります。

5点目は、「環境を大切にす美しいまちづくり」についてであります。

まず、「地域環境整備事業」についてであります。

鴨島町一般廃棄物閉鎖最終処分場は、毎年水質検査等を行ってまいりました。

その結果、近年安定した数値となってきたことから、閉鎖最終処分場跡地を利用し、芝生広場をメインに、トイレ・複合遊具・健康遊具・遊歩道など「多目的緑地公園」として整備いたします。

芝生広場は少年サッカーやグランドゴルフ等に、複合遊具・健康遊具は小さな子供から高齢者の方まで幅広く利用できるように配置しております。

遊歩道は散歩やジョギングなどに御利用いただき、健康意識の向上、地域コミュニティの結びつきの強化など、世代を超えた地域の交流の場となることを期待しているところでございます。

次に、「ごみ減量化等への取り組み」についてであります

家庭から排出される可燃ごみは、3割以上が水分で、そのうち生ごみが含む水分は約80%といわれております。

このことから、平成26年度は、生ごみの水切り普及を特に強化した取り組みを行うため、生ごみの水切り器具とネットを希望のあった191自治会など、6,200世帯へ配布いたしました。

平成27年度においても、新たに、生ごみの水切りに取り組んでいただける自治会などに対し、水切り器具等を配布し、ごみ減量化への取り組みを推進してまいりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、平成27年度から、「もやせるごみ専用」の市指定ごみ袋、150万枚に民間事業者の有料広告を募集し、掲載いたします。

市指定ごみ袋は、市民の日常生活に欠かせないもので、常に目に触れるため、宣伝効果も高いことから、民間事業者からの安定した応募が見込まれ、市の財源確保にもつながるものと考えております。

6点目は、「健康で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、「第6期介護保険事業計画及び介護給付適正化への取り組み」についてであります。

本市においては、第5期介護保険事業計画で、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の実現を掲げ、介護サービスの一体的な提供推進に努めてまいりました。

しかし、高齢化の進行に伴う介護給付費の増加に加え、事業者による適正な介護サービスの提供や人材確保など、サービス基盤の充実が課題となっております。

特に、団塊の世代が65歳に到達する時期を迎え、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を生かして積極的に社会参加し、共に支

え合う豊かな地域社会を構築することも重要な課題であると認識しております。

昨年6月、国は効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を目的とする関係法律を成立させ、介護保険法も大きく改正されました。

このため、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化し、2025（平成37）年までの中長期的な視野に立った新たな計画として策定いたしました。

また、介護保険給付適正化への取り組みについては、国が推奨しているシステムを導入し、ケアプランや給付の全件データ突合を行い、不正給付の防止につなげたいと考えております。

次に、「四種混合、県外里帰り定期予防接種」についてであります。

従来、県外の医療機関で予防接種を受けた場合、任意予防接種となり、全額自己負担としてきました。

しかし、近年、育児をサポートする人が減少するなど、里帰り期間も長くなり、また、疾病などの理由から、県外の主治医を持つ子どもも増加傾向にあります。

そこで、一人でも多くの子どもたちに接種の機会を提供し、より健やかに育てる環境づくりのため、平成27年度から、県外においても、費用の全額を助成するとともに、予防接種法上の救済措置が適用となる、体制を構築したいと考えております。

7点目は、「簡素で効率的な行政基盤の確立」についてであります。

まず、「固定資産台帳整備（公共施設等総合管理計画の策定）」についてであります。

総務省が進める地方公会計制度に対応するため、財務書類の作成に必要な補助簿である固定資産台帳の整備を進めることとしております。

固定資産台帳は、現在、本市が所有する、固定資産の各部署の資産データを種類別に分類し、取得日・取得価格・耐用年数等の明細

を記録したものであり、全庁で一元的にとりまとめることとしており、今後、耐用年数、更新費用の把握、長寿命化の判断等に対応し得る情報の管理が可能となります。

また、公共施設等を長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化し、最適な配置の実現が必要であることから、台帳整備完了後には、市全体の「公共施設等総合管理計画」を策定し、老朽化対策とともに、集約化と複合化などにも取り組んでまいります。

次に、「収納の利便性向上」についてであります。

現在、金融機関や市役所の窓口は、夜間や休日には、税や使用料などを納付できないことから、平成28年度から個人市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、保育料、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を、国内で店舗を展開している主要なコンビニエンスストアで納付できるよう、平成27年度に納付書およびシステムの改修を行うこととしております。

これにより、仕事帰りや休日でも納付が可能となり、市民の皆様の利便性向上に寄与できるものと思っております。

次に、「住宅長寿命化計画策定」についてであります。

市営住宅は、現在62団地、306棟を管理しており、厳しい財政状況下においても、老朽化した市営住宅ストックを、効率的かつ円滑に更新等を行い、住宅需要に的確に応えることが課題となっております。

これらを踏まえ、点検の強化及び早期の管理・修繕等によるコスト削減を目指し、「市営住宅等長寿命化計画」を策定いたします。

この計画に基づき、予防保全的管理と計画的改修を実施することで、長寿命化を図り、安全性の確保とともに、居住性の向上による環境整備を進めてまいります。

また、長期滞納者の住宅使用料への対応については、弁護士事務所滞納家賃管理業務を委託し、滞納管理の強化及び適正な管理に努めることとしております。

以上、市政に対する所信の一端を申し上げます。

今後においても、「住んでみたい・住み続けたい」吉野川市実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、

議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「専決処分」報告案件が3件、条例の制定4件、廃止3件、一部改正14件の条例に関する案件が21件、一般会計（第5号）及び特別会計等の「平成26年度補正予算」に関する案件が7件、「平成27年度当初予算」に関する案件が10件、市道路線の認定（4路線）に関する案件が1件、人権擁護委員の推薦に関する案件が1件、

また、本日提案させていただいた、地方創生に係る平成26年度一般会計補正予算（第6号）など、計44件でございます。

まず、報第1号は、

高額家賃滞納者に対し、市営住宅の明け渡し、並びに、滞納者及び連帯保証人に対し、滞納家賃の請求を求め、訴えを提起することについて、議会に報告するものです。

報第2号は、

平成26年9月22日、市内・川島町において、見通しの悪い県道を走行中、前方より進行してきた相手方車両と衝突し、当該相手方車両を破損したもので、損害賠償額は、477,074円であります。

報第3号は、

平成26年1月21日、市内・鴨島町において、市道交差点を直進した際、自転車に乗車して左方から右折してきた相手方と接触し、当該相手方を負傷させたもので、損害賠償額は、1,200,000円であります。

次に、

議第1号から議第21号までは、「条例関係議案」です。

議第1号「職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例」は、国家公務員退職手当法の一部が改正され、勸奨退職制度を廃止し、早期退職募集制度が導入されたことを受け、本市が退職手当事務を委託する徳島県市町村総合事務組合においても、同様の制度を設けることになったため、必要な事項を定めるものです。

議第2号「教育環境整備基金条例」は、小・中学校、幼稚園及び保育所を再編する際の施設整備に必要な経費に充てるため、新たな基金を設置するものです。

議第3号「子ども・子育て支援法施行条例」は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法の規定により、市町村の条例で定めることとされている「利用者負担額」等について、必要な事項を定めるものです。

議第4号「工場立地法地域準則条例」は、市内に工場を立地する際に必要な緑地及び環境施設の面積率を緩和し、企業立地の促進につなげるため、工場立地法第4条の2第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

議第5号「オフトーク通信施設条例の廃止」は、本年2月28日をもって、NTT西日本株式会社が「オフトーク通信サービス」を終了することに伴い、美郷地区において運用しておりましたオフトーク通信施設を廃止するものです。

議第6号「行政手続条例の一部改正」は、行政手続法の一部が改正されたことに鑑み、行政指導の中止等を求める制度等を整備するため、所要の改正を行うものです。

議第7号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されることに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものです。

議第8号「手数料条例の一部改正」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法律名の変更等、所要の整理を行うものです。

議第9号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正」は、地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものです。

議第10号「特定自動販売機設置規制条例の廃止」は、平成27年度からの権限移譲により、県条例に基づく図書類に係る自動販売機の設置等届出の事務を行うことに伴い、同様の趣旨である本条例を廃止するものです。

議第11号「学校設置条例の一部改正」は、
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」いわゆる「認定子ども園法」が改正され、
平成27年度から、川島こども園が新制度に移行することに伴い、
川島こども幼稚園を廃止するものです。

議第12号「幼稚園保育料等徴収条例の一部改正」は、
川島こども幼稚園の廃止及び子ども・子育て支援法の施行により、
保育料（利用者負担金）に関する規定について、所要の改正を行う
ものです。

議第13号「公民館条例の一部改正」は、
山瀬地区公民館の改築に伴い、同公民館の使用料に関する規定等
について、所要の改正を行うものです。

議第14号「保育所条例の一部改正」は、
民営化に伴う山川東保育所、認定こども園への移行に伴う川島保育
所をそれぞれ廃止するとともに、
子ども・子育て支援法の施行により、保育料（利用者負担金）等
に関する規定について、所要の改正を行うものです。

議第15号「認定こども園条例の一部改正」は、
「認定こども園法」が改正され、川島こども園が新制度に移行する
ことに伴い、保育料（利用者負担金）に関する規定を設けるなど、
所要の改正を行うものです。

議第16号「養護老人ホーム条例の廃止」は、
芳越荘の民営化に伴い、本条例を廃止するものです。

議第17号「介護保険条例の一部改正」は、
第6期介護保険計画における介護保険料の水準などを定めるため、
所要の改正を行うものです。

議第18号「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例」は、
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等について、省令に定められた基準に合わせた改正を行うものです。

議第19号「ごみ処理施設等条例の一部改正」は、
山川リサイクル処理場を廃止することに伴い、
所要の改正を行うものです。

議第20号「環境保全条例の一部改正」は、
環境基本計画の策定及び環境基本法に基づく環境審議会の設置等に関する事項を定めるため、所要の改正を行うものです。

議第21号「多目的集会所条例の一部改正」は、
榎谷（えのきだに）集会所の改築に伴い、同集会所の位置を改めるものです。

次に、議第22号から議第28号までは、
「平成26年度補正予算案」です。

議第22号「一般会計・補正予算（第5号）」は、
各事業における不用額の減額をする一方、
新たに、「教育環境整備基金」を創設するとともに、
とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金などの追加により、
6,700万円を増額し、
補正後の予算総額を、195億6,094万9千円とするものです。

議第23号から議第28号は、
「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、
「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、
「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」、「農業集落排水事業
・特別会計」の6つの特別会計について、事業費の確定等により、
所要の補正を行うものです。

次に、議第29号から議第38号までは、
「平成27年度当初予算案」です。

議第29号「一般会計予算」につきましては、
予算額、189億8,642万1千円で、
前年度比4,683万5千円、0.2%減となっております。

主なものは、「統合小学校・こども園整備事業」、「公的病院の産科分娩再開支援事業」のほか、「保育所待機児童ゼロ対策事業」、「橋りょう長寿命化事業」、「鴨島閉鎖処分場公園整備事業」など各施設、設備の整備などを計上しております。

議第30号から議第37号は、「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、「介護保険・特別会計」、「公共下水道事業・特別会計」、「特定環境保全・公共下水道事業・特別会計」、「農業集落排水事業・特別会計」、「簡易水道事業・特別会計」、「川島財

産区・特別会計」の8つの特別会計について、それぞれの事業費の当初予算について、所要の計上を行っております。

議第38号「水道事業会計予算」は、水道給水事業のための経費として、収益的支出で、5億7,609万7千円、資本的支出で、6億78万9千円を計上しています。

議第39号は、市道路線の認定を行うものです。

「十王堂5号線から7号線」及び「森ノ奥3号線」の市道路線の認定を行うものです。

議第40号、平成26年度一般会計補正予算（第6号）は、国の地方創生に係る「地域住民生活等緊急支援のための交付金」に対応した予算としております。

まず、消費喚起型として実施する「プレミアム付き商品券」は、県との連携分と市単独で発行する分を含め、3億7,080万円の予算としております。

次に、地方創生先行型として実施する事業は、

地方への新しい人の流れをつくることとして、「吉野川市に住んでみんなで事業」に4,000万円や「伝統産業とアートを活用した国内外観光客誘致支援事業」に20万円。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、「パパ・ママ育児応援事業」に1,900万円。地方における安定した雇用の創出として、「吉野川市ブランド認証事業所支援事業」に150万円。

また、吉野川市の「総合戦略策定事業」に900万円。合計6,970万円の予算としており、

合わせて、補正前の予算総額に4億4,050万円を追加し、200億144万9千円とするものです。

最後に、諮第1号につきましては、平成27年6月30日をもって、

人権擁護委員・住友（すみとも）・統祥（つねひろ）氏の
任期が満了することに伴い、

新たに、後藤田（ごとうだ）・博之（ひろゆき）氏を
推薦したいため、
人権擁護委員法・第6条・第3項の規定により、
議会の意見を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、十分御審議の上、原案ど
おり御賛同くださいますようお願い申し上げます。